

5. 昭和5年の日本銀行制度改革論議

(1) 大蔵省日本銀行共同調査会の発足

昭和元年～4年において日本銀行制度に關するいろいろな改革案があったことはすでに述べた（第5章参照）が、それらはいずれも具体化しなかった。その後政府はこの件に関し、問題の性質上、本行と十分討議を重ねることが必要と考え、昭和5年（1930年）、非公式に大蔵省・日本銀行共同の調査会を設置した。同会の委員は大蔵省・本行とも3名ずつ、次の6名であった。

大蔵省	荒井誠一郎（大蔵大臣秘書官、大臣官房文書課長・秘書課長）
"	青木一男（理財局国庫課長）
"	大野竜太（銀行局特別銀行課長）
日本銀行	司城元義 ⁽¹⁾ （審査部主事）
"	島居庄蔵 ⁽¹⁾ （考查部主事）
"	岡本兵太郎（調査局調査役）

以上6名の第1回会合は、昭和5年2月4日に大蔵省で開かれ、まず次のような諸点を決定した。⁽²⁾

- イ、会合を毎週1回開くほか、必要に応じ隨時開くこと（なお2月12日の会合で定期的な会合を毎週2回開くことに改めた）。
 - ロ、学者に調査を委嘱することはしばらく見合わせ、前記6名で調査研究すること。
 - ハ、金融制度調査準備委員会（第5章参照）とは関係なく、白紙の状態で研究を進めること。
 - ニ、まず中央銀行制度ならびに運用に関する事項から調査を開始すること。
 - ホ、調査項目はおおむね次のようなものとし、まず銀行券発行制度を探り上げること。
- ① 銀行券発行制度

② 組織

③ 業務、特に中央銀行と一般金融市場との関係、政府の許可または認可を要する事項

④ 納付金制度

⑤ 関係法令の整備

(1) この「審査部主事」「考査部主事」というのは、それぞれ審査部長、考査部長に当たるポストである。

(2) 日本銀行『日本銀行制度改革改善ニ関スル諸調査書類』第一巻其一之一、昭和5年。

(2) 大蔵省日本銀行共同調査会の審議

発券制度について

大蔵省日本銀行共同調査会の実質的審議は、2月7日の第2回会合からまず発券制度について開始された。審議は最初フリー・トーキングの形で行われたが、そこで問題となった主な論点は、第1に本行の発券制度として、保証発行届伸制限制度を続けるのがよいのか、それとも新しく比例準備制度を採用すべきかという点、第2には保証物件の内容をどのように規定すべきかという点であった。こうして発券制度に関する議論がある程度進んだところで、発券制度の具体案を作成する作業に入ることになり、4月1日大蔵省側から具体案作成のために検討すべき問題点が提示された。⁽¹⁾いまその項目だけを掲げると次のようなものであった。

イ、保証発行制限制度を採用する場合

① 保証発行限度をどの程度にするか。

② 期末または決済期には保証発行限度の拡張を認めるべきか否か。

③ 限外発行にはどのような制限を加えるべきか。

ロ、比例準備制度を採用する場合

① 準備率決定の基準をどうするか（準備率の算定に当たり分母に兌換券発行高のみならず本行当座預金もこれに加えるか否か）。

② 準備率をどのように定めるか。

- ③ 準備外正貨を認めるべきか。
- ④ 最高発行額を限定すべきか。
- ⑤ 最高保証発行額を限定すべきか。
- ⑥ 期末または決済期には発行限度の拡張を認めるべきか否か。
- ⑦ 限外発行にはどのような制限を加えるべきか。

以上の諸点に関し本行は、保証発行制限制度を探るにしろ、比例準備制度を探るにしろ、単純な制度を採用するのは不可とし、保証発行制限制度と比例準備制度をミックスしたような方式が適当であると述べた。その後大蔵省もこれに賛同し、その内容について大蔵・本行両者で具体的検討を続けた結果、5月27日までの会議において次のような結論に達した。⁽²⁾

- イ、日本銀行兌換銀行券は金貨をもって兌換する（ただし1万円以上の兌換請求に対しては金地金の引渡しによってこれに代えることができる）。
- ロ、兌換銀行券の正貨準備として金貨・金地金のほか在外資金（大蔵大臣の指定するもの）を認める。ただし在外資金の準備充当額は準備総額の4分の1を超過してはならない。
- ハ、兌換銀行券の保証発行限度を5億円とする（ただし保証物件については後に検討）。
- ニ、日本銀行は前記限度を超えて保証発行を行うことができる（限外発行）が、その期間が15日を超える場合には、あらかじめこれを大蔵大臣に届け出なければならない。この場合、大蔵大臣はその超過発行額に対し年5%以上の発行税を課するものとする。
- ホ、準備正貨の総額は兌換券発行高および要求払預り金の合計額に対し30%を割ってはならない。

以上の結論は、本行側の意見をほとんど取り入れたものであるが、以下こうした結論の背景にどのような考え方があったかを見てみよう。

まず第1に注目すべき点は、発券制度として基本的に引き続き保証発行届伸制限制度を探りながら、同時に比例準備制度を併用していることである。これは前述のように本行の主張によるものであった。当時海外では比例準備制度を採用す

る国が多く、わが国でも学界を中心に比例準備制度支持論がかなりあったことは前に述べたが、共同調査会の結論はこれを退けたものであった。この点に関する共同調査会の考え方についてみると、比例準備制度の下では正貨準備の増減によって通貨の伸縮が大きくなる可能性が大きいので、この制度がうまくワークするためには、①国際間の資金移動が全く自由で、中央銀行の金利政策によって正貨を増減させることができる状態にあること、②中央銀行貸出の弾力性が確保されており、社会全体の堅実な資金需要が通貨発行に反映される状況にあること、の二つの条件が必要であるが、わが国の実情は必ずしもそうではないことであつた。⁽³⁾

第2は保証発行に関する事項である。その結論では保証発行限度を1億2000万円から一挙に5億円に引き上げることにされたが、これは当時の保証発行状況からみて適当な額と考えられたもので（表5-1）、正貨準備減少の際にも極端な限外発行が生じないよう、やや余裕含みの感じをもった限度であった。また限外発行が15日を超えて継続する場合の扱いについて、認可制にすべきか、届出制にとどめるべきかが論議された。当時の兌換銀行券条例では、限外発行について大蔵大臣の許可を要することになっていた（第2条）が、本行側は共同調査会において、かりに大蔵大臣の許可を要することにしても、実際には限外発行を許可しないということはありえないし、また最低3割の正貨準備を維持するという条件も

表 5-1 兑換銀行券発行状況

(単位：百万円)

	月中平均 發行高	月末 發行高	うち	うち	うち 限外發行
			正貨準備 發行	保証發行	
昭和4年2月	1,304	1,358	1,062	297	177
4月	1,249	1,364	1,064	300	180
6月	1,287	1,462	1,064	398	278
8月	1,239	1,334	1,062	273	153
10月	1,261	1,385	1,062	322	202
12月	1,363	1,642	1,072	570	450
5年2月	1,212	1,295	957	338	218
4月	1,160	1,263	889	374	254

(出所) 日本銀行調査局『本邦經濟統計』昭和6年4月。

付されているのだから届出でよいはずと主張し、結局共同調査会の結論はこの主張を採用した。なお保証発行に充当すべき保証物件については、中央銀行業務と不可分の関係にあることから、その検討は後日に譲られた。⁽⁴⁾

第3は正貨準備の内容および兌換に関する事項である。まず準備の内容について、共同調査会の結論は前述のように金貨・金地金および大蔵大臣の指定する在外資金のみを認めており、兌換銀行券条例で認められていた銀貨および銀地金は正貨準備に含めないことにした。当時、銀貨および銀地金は制度上では正貨準備に含めることを認められていたものの、実際の運用では明治38年（1905年）以来正貨準備に含めていなかったし、また実際の本行の銀保有もネグリジブルな額にとどまっていた。⁽⁵⁾ したがってこれは当時の実情を制度として認知しようとしたものともいえる。また在外資金を正貨準備に含めることの可否は、既述（第2巻第4章）のように長い間論議の対象となった事がらであったが、当時わが国の海外との経済交流はかなり活発化しており、在外資金を充実する必要も高まっていたから、共同調査会は在外資金を兌換券発行の準備として明確に位置づけることにした。しかし同時に在外資金を在内正貨と同一視することは必ずしも適當ではないとして、その準備充当について二つの制約を課することにした。その一つは準備に充当できる在外資金の種類を大蔵大臣が指定することにした点である。そしてこの場合、大蔵大臣が指定すべき在外資金の種類としては外国金融市場における、①金地金、②特定の銀行に対する当座預金、通知預金、またはこれに準ずる預金、③特定の外国政府短期証券等が適當であるとした。もう一つの制約は在外資金の準備充当を準備正貨全体の4分の1までとしたことである。ただしこれについても、特別の事由があり臨時に必要がある場合には、大蔵大臣の認可により4分の1以上在外資金を充当できることにすべきであるとしている。⁽⁶⁾ このように同調査会は在外資金の準備正貨充当について、一応の制約を課しつつも、状況に応じて弾力的運用ができるようにすべきだと考えていた。

業務について

業務に関する審議は6月12日から開始され、8月中旬まで続けられた。その範

囲は日本銀行の業務全般に及ぶものであったが、論議の内容と結論の概要は次のとおりである。⁽⁷⁾

イ、貸出

貸出に関してもかなり広範な検討課題があったが、その第1は、まず割引適格と認めるべき手形の範囲をどのように定めるべきかということであった。そして結論として、日本銀行業務の第1項は「大蔵省証券及之に準すべき政府証券の割引並に商業手形、銀行引受手形其他の手形の割引」と定めるべきであるとした。ここで「其他の手形」というのは、担保付手形、荷為替手形、信用手形（銀行売出手形を含む）を含んでいる。また「大蔵省証券及之に準すべき政府証券」の割引の意味について、当初は日本銀行が直接、政府に対して割り引くのではなく、原則として、これをまず市中で消化し、必要に応じてそれを日本銀行が割り引くようすべきであるという意見が大勢であった。しかしその後の議論ではこのような見解が影をひそめ、最終的には後述のように、有価証券売買の項に国債、大蔵省証券およびこれに準ずる政府証券の応募・引受を日本銀行の業務の一つとして明記したから、上記のような当初の意見は結局生かされないという結果になった。⁽⁸⁾

次に貸付については、①「国債其他の有価証券、地金銀、外国貨幣又は商品を担保とすること」、②「外国為替資金融通のため外国為替手形を引当とする貸付をなし得ること」とするとともに、③日本銀行条例において国債担保の当座貸越または定期貸の金額・利子について大蔵大臣の許可を要すると定められている条項（第11条）を削除することにした。ここで注目されるのは本行貸出について手形割引を重視すべきものとしながら、他方現実問題としては手形割引のみで必要な資金を供給することは困難であるとの判断から貸付を積極的に認めるとともに、株式や商品を貸付の担保とすることを正式に認めようとした点であった。また当座貸越・定期貸に対する大蔵大臣の認可を削除しようとしたのは、これらの貸出についても手形割引と同じように考えてよいという認識であった。

ロ、有価証券売買

有価証券売買について、日本銀行条例は、手形については買入れのみを規定し（第11条）、また公債証書の売買については大蔵大臣の許可を要するとしていた

(第16条)。この点について共同調査会の結論は、商業手形、銀行引受手形について買入れのみならず売却をも認め、また長期国債、大蔵省証券、これに準ずる政府証券について大蔵大臣の認可なしに売買できることにした。なお日本銀行条例においては何ら規定するところがなかった国債等の応募・引受についても、大蔵省証券およびこれに準ずる政府証券をも含め、それができることを明記することにした。

ハ、外国為替および国際金融取引

外国為替業務については、日本銀行の当然の業務として外国為替売買のほか、①外国において預け金をすること、および手形・有価証券の買入れをすること、②外国において借入金をすることの2点を明記する必要があるというのが共同調査会の結論であった。前者は在外資金の運用のために、また後者は為替の調節、在外資金の補充等のために必要であるからであった。また国際金融協力のための外国中央銀行等との取引関係についても明文の規定を設けるべきであるとした。ただしその範囲をあらかじめ定めておくことは難しいので、そうした協力を必要とする際に大蔵大臣の認可を得て実行するのがよいというのが、その結論であった。これは第1次世界大戦後、国際金融協力という観点からの各国中央銀行間の取引関係が活発になっていたこと、その場合日本銀行条例には、この面での規定が何ら盛り込まれていなかたため、日本銀行がそうした国際金融協力に参加するうえで不便であったという当時の事情を反映したものであろう。いずれにせよ、このように日本銀行の外国為替業務、国際金融取引について積極的に規定を設けようとしたことは、日本銀行条例に比して大きな前進であったといってよからう。

共同調査会は、以上のような日本銀行業務に関する審議の結論を、最終的に「日本銀行条例中改正法律案」⁽⁹⁾として取りまとめた。その条文を日本銀行条例と比較すると表5-2のとおりである。

表 5-2 日本銀行の業務に関する「日本銀行条例」と「共同調査会案」との比較

	「日本銀行条例」	「共同調査会案」
第11条	第一 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ 第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事 第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事 第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事 第五 諸預り勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事 第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但其金額及ヒ利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	日本銀行ノ業務ハ左ノ如シ 一、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券ノ割引並ニ商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引 二、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀、外國貨幣又ハ商品ヲ担保トスル貸付及外國為替手形ヲ引当トスル貸付 三、預り金 四、内國為替 五、商業手形又ハ銀行引受手形ノ売買 六、国債、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券ノ応募、引受又ハ売買 七、地金銀又ハ外國貨幣ノ売買 八、外國為替ノ売買 九、手形金取立、保護預リ等ノ附帯業務
第11条ノ2		日本銀行ハ政府ニ對シ一時貸付ヲ為スコトヲ得 前項ノ貸付ニ關シテハ前条第二号ノ規定ヲ適用セス
第11条ノ3		日本銀行ハ其ノ資金ニ余裕アルトキハ外國ニ於テ預ケ金ヲ為シ又ハ手形若クハ有価証券ノ買入ヲ為スコトヲ得
第11条ノ4		日本銀行ハ必要アリト認メタルトキハ外國ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
第11条ノ5		日本銀行ハ中央銀行トシテ國際的協調ノ為必要ナル事項ハ第十一條乃至前条ノ規定ニ拘ラス之ヲ行フコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ予メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
第11条ノ6		日本銀行ハ担保權ノ實行其ノ他ノ事由ニ因リ国債、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券、地金銀、外國貨幣以外ノ物件ヲ引取りタルトキハ一年内ニ之ヲ処分スルコトヲ要ス但シ事情已ムヲ得サル場合ニハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
第12条	日本銀行ハ第十一條ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関涉スルコトヲ得ス	(削除)

	「日本銀行条例」	「共同調査会案」
	第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ資金ヲ為ス事 第二 本銀行ノ株券ニ対シテ資金ヲナシ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事 第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ関係スル事 第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事	
第15条	日本銀行ハ諸手形及ヒ切手ヲ発行スルヲ得ヘシ	(削除)
第16条	日本銀行ハ公債証書ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス	(削除)

組織・職制について

組織・職制については9月30日から審議が行われ、この点についても広範なテーマが検討された。しかしこれらのテーマについては議論が対立し、結論が留保されたものもあった。以下、こうした審議の中から、議論が対立した点や注目すべき意見等を紹介することにしよう。⁽¹⁰⁾

イ、日本銀行の法律上の性格

前述したように、昭和2年に大蔵省で作成した「日本銀行ニ關スル調査」は日本銀行の法律上の性格について、これを商法上の株式会社とするのが適当であるという考え方を示していた。共同調査会の考え方をおおむねそれと同様であったが、ただ日本銀行の中央銀行としての特殊性にかんがみ、株主の権利義務を一般的の株式会社と同じように扱えないという認識があった。したがって日本銀行に商法の規定を適用するのが不適当と考えられる点については、新しい日本銀行法に特別の規定を設けなければならないが、こうした例外規定を必要とするのはどのような事項であるかは、日本銀行制度全般についての検討をまたなければ確定できないということから、この問題に関する最終結論は留保された。

ロ、株 主

日本銀行の株主をどうするかという点についても、「日本銀行ニ関スル調査」とほぼ同じような結論になっていた。すなわち、まず第1に外国人（議決権の過半が外国人に属する内国法人を含む）の株式保有については禁止すべきであるとした。第2に銀行、その他の金融機関を強制的に日本銀行の株主とすべきかという点については、その必要はないと結論した。第3に株式の取得について大蔵大臣の許可を要することにすべきかという点については、それを重役会の承認事項に改めるのがよいという意見が多数であった（この点について、記録は「意見多し」となっており、委員のなかに異論があったことを示している）。これらはいずれも「日本銀行ニ関スル調査」と同様である。なお共同調査会は政府が所有できる株式数に制限を設けるべきか否かについても検討しているが、政府の株式所有は国有財産法の規定により議会の協賛を必要とするから、とくに日本銀行法によって制限する必要ないと結論している。

ハ、株主総会

株主総会についてはいろいろ技術的な問題もあり、なお後日の検討課題として残されたものもあったが、それらはともかくとして、日本銀行条例との関係からいえば、同条例下における定款に規定された、大蔵大臣の臨時株主総会招集権（第77条）をどうするかという問題があった。この問題に関する共同調査会の結論は、大蔵大臣に株主総会招集権を認める必要なしということであった。この点も「日本銀行ニ関スル調査」と同様であった。

ニ、役員

総裁・副総裁・理事等、本行役員に関する制度についての大蔵省銀行局の原案は、「日本銀行ニ関スル調査」とほぼ同じであった。⁽¹¹⁾しかし共同調査会では総裁の権限や理事制度について多くの議論が出て、結局、最終結論を得るに至らなかった。まず総裁の職務権限については、当時の制度についても解釈上いろいろ疑問があるとされたので、この点については後日の検討にゆだねられた。また理事選任についての大蔵省銀行局案は、昭和2年の案、つまり理事の定員を4名から6名に増やし、うち3名については株主総会において被選者の2倍の候補を選挙し、この中から大蔵大臣が任命することにし、他の3名については株主総会にお

いて選挙し、評議員会の承認を得るというものであった。前者3名の選任方法は日本銀行条例の規定と同様であって、とくに問題とならなかったが、後者3名については第三者機関ともいるべき評議員会の承認を得るのは適当ではないという反対意見があった。また理事の定員についても、とくに増員の必要ななしという意見もあった。ただ監事については商法による監査役と同様の扱いをすることで意見の一一致をみた。以上のように監事は別として、総裁・理事についてはかなり議論が紛糾し、結論を得ることができなかつた。

ホ、評議機関

評議機関設置が必要か否かは最も議論が分かれた点であった。銀行局の原案は「日本銀行ニ関スル調査」によつたものであった。このような評議機関を設置しようという考え方の背景には、日本銀行の役員人事についての政府権限からみて、日本銀行の政府色が強すぎるので、評議機関の設置によって日本銀行の業務運営に広く各方面の意見を反映させたいという考え方があったようである。しかしこれにはいろいろな反対意見も出て、結論を得ることはできなかつた。反対意見は①欧米中央銀行の制度をそのまま採用するのは適当ではない（具体的理由は不明）、②預金部運用委員会を例として評議員会の必要を説く議論があるが、両者は性格が異なつてゐる、③重役会の責任ある行動に無責任な評議員会が容かいするのは有害である、④万一政府が日本銀行に無謀な圧迫を加えた場合、日本銀行がいかなる行動をとるかは制度の問題というよりは、むしろ人の問題である、といったものであった。

以上から明らかなように、評議機関を設けるべきか否かの問題は、政府と日本銀行との関係をどのようにみるかという問題に係るものであった。それだけにそこに見解の分裂があったのは、問題の重要性と複雑性を示しているといえよう。

日本銀行券法案の審議

共同調査会の日本銀行制度審議は、11月上旬をもつて一応全般的な検討を終えたが、これまで述べてきたように、いくつかの重要な問題については結論を得ることができなかつた。そして同調査会はこれらの問題をしばらく棚上げする形で

11月中旬から再び発券制度に関する討議を開始した。そこでは日本銀行制度のうち発券制度だけを分離して改正するケースを想定して、「日本銀行券法案」の内容を審議するという形で会議が行われた。その結果、細部につき若干の修正が行われたうえ、それが共同調査会の案として決定された。⁽¹³⁾

この「日本銀行券法案」において採用された発券制度は、共同調査会が既に5月下旬に出していた前述の結論によったもので、①基本的には保証発行届伸制限制度を採りながら、これに比例準備制度を加味したこと、②制限付きながら在外資産を準備資産として明確に認めたことにその特徴があった。なおこの法案には第1案から第3案まであったが、その内容に実質的な差はなかったので、以下第1案の主要条文のみを掲げよう。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

第一条 日本銀行ハ金貨、金地金又ハ特ニ大蔵大臣ノ指定スル種類ノ在外資金ヲ準備トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ在外資金ノ準備充当額ハ準備総額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ日本銀行ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第二条 日本銀行ハ前条ノ準備ニ依ルノ外五億円ヲ限リ國債、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券、政府債務証書、商業手形及銀行引受手形其ノ他ノ手形又ハ貸付金証書ヲ保証トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第三条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二条ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前条ニ規定スル物件ヲ保証トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ継続セントスルトキハ予メ之ヲ大蔵大臣ニ届出ツルコトヲ要ス

前項但書ノ場合ニ於テ日本銀行ハ十五日ヲ超エタル分ニ付五億円ヲ超過スル保証發行額ニ對シ年五分ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行税ヲ納ムヘシ但シ其ノ割合ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第四条 日本銀行ハ日本銀行券發行高及請求アリ次第支払フヘキ預金ノ合計額ニ對シ百分ノ三十ヲ下ラサル割合ヲ以テ金貨、金地金及準備ニ充当シタル在外資金ヲ保有スルコトヲ要ス

なおこの「日本銀行券法案」の審議に入る直前の段階で、共同調査会は兌換について、それを本支店全体が取り扱うべきであるという意見と本店だけで扱えばよいとする意見が対立した。前者は兌換の場所を本店のみとすれば、兌換を抑え

るためにことさらに不便な制度にしたという印象を与え、好ましくないと主張したのに対し、後者は今日実際に金貨が流通することはないから、制度として兌換の道を作つておけばよいと主張した。これら両論に対し、結局本店および大阪支店において兌換を行うという折衷案が出され、これが共同調査会の結論とされた。実際に正貨兌換が請求されるのは、ほとんど対外決済の必要に基づくものであるから、その点からも、本店および大阪支店で兌換に応すればよからうというのが最終的な判断で、これが「日本銀行券法案」に採用された。⁽¹⁶⁾

約1か年にわたった共同調査会の審議は、以上をもって昭和5年末に終了した。この調査会は日本銀行制度全般について精力的な審議を行い、かなり細部の問題についても一応の結論を得たが、同時に残された問題も少なくなく、共同調査会の日本銀行制度論議はやや中途半端な形で終わったといえよう。この「日本銀行券法案」は議会に提出されるには至らなかったが、しかしここで検討された問題の多くが、その後の制度改革論議の土台となったことは否定できない。

- (1) 前掲『日本銀行制度改善ニ関スル諸調査書類』第一巻其一之一。
- (2) 同上。
- (3) 同上。
- (4) 同上。
- (5) 昭和4年末における本行の地金勘定は8億1945万円であるが、このうち銀は9万円弱にすぎない(「昭和四年日本銀行営業報告」日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第5巻、大蔵省印刷局、昭和38年、所収、540ページ)。
- (6) 前掲『日本銀行制度改善ニ関スル諸調査書類』第一巻其一之一。
- (7) 大蔵省日本銀行共同調査会「日本銀行ノ業務改善ニ関スル件」(前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、昭和48年、所収)76~78ページ。引用に際しては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (8) 「大蔵省証券……に準すべき政府証券」というのは「米穀証券其他特別会計法の規定により発行せらるべき融通証券等」を指している(同上、76ページ)。
- (9) 大蔵省日本銀行共同調査会小幹事会「日本銀行条例中改正法律案・説明」(同上所収)85~86ページ。
- (10) 前掲『日本銀行制度改善ニ関スル諸調査書類』第一巻其一之一。
- (11) ただし総裁の三任禁止の規定は必要ないとした。その理由として共同調査会は、実際問題として5年の任期を三任するという例は過去にもないし、もしそうした事例が実際に生

じそうになった場合には、それは運用の問題として解決すればよいとした（同上）。

(12) 例えば日本銀行条例においては行務綜理の権限は総裁にあるのか、それとも重役会にあらのか判然としないという指摘が行われている（同上）。

(13) 同上。

(14) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、309～310ページ。

(15) 各案の差異は以下のとおり（前掲『日本銀行制度改革改善ニ関スル諸調査書類』第一巻其一之二。前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、83～85ページにも収録）。

第1案——「兌換銀行券条例」を廃止して「日本銀行券法」を制定する案（ただし保証物件に関する規定を改正する）。

第2案——同上（ただし保証物件に関する規定を改正しない）。

第3案——「兌換銀行券条例」の条項を改廃する方式を探る案。

(16) 前掲『日本銀行制度改革改善ニ関スル諸調査書類』第一巻其一之一。

(3) 経済団体からの提言

当時、東京商工会議所は政府や本行に対し、経済政策に関する各種の建議を行っていたが、昭和5年（1930年）12月、政府および本行に対し「日本銀行発券制度改正ニ関スル建議⁽¹⁾」を行った。その改正要領は次のとおりである。

一、比例準備制度を採用すること。

二、法定正貨準備率を兌換券発行高の四割とすること。

三、法定準備率を超えたる発行高に対しては累進率を以て課税すること。

四、月末及び年末決済金融のため一定期間一定金額を限度として右超過発行税を免除すること。

五、正貨以外の準備は商業手形及証券とし、証券は此の保証準備中の四割を以て限度とすること。

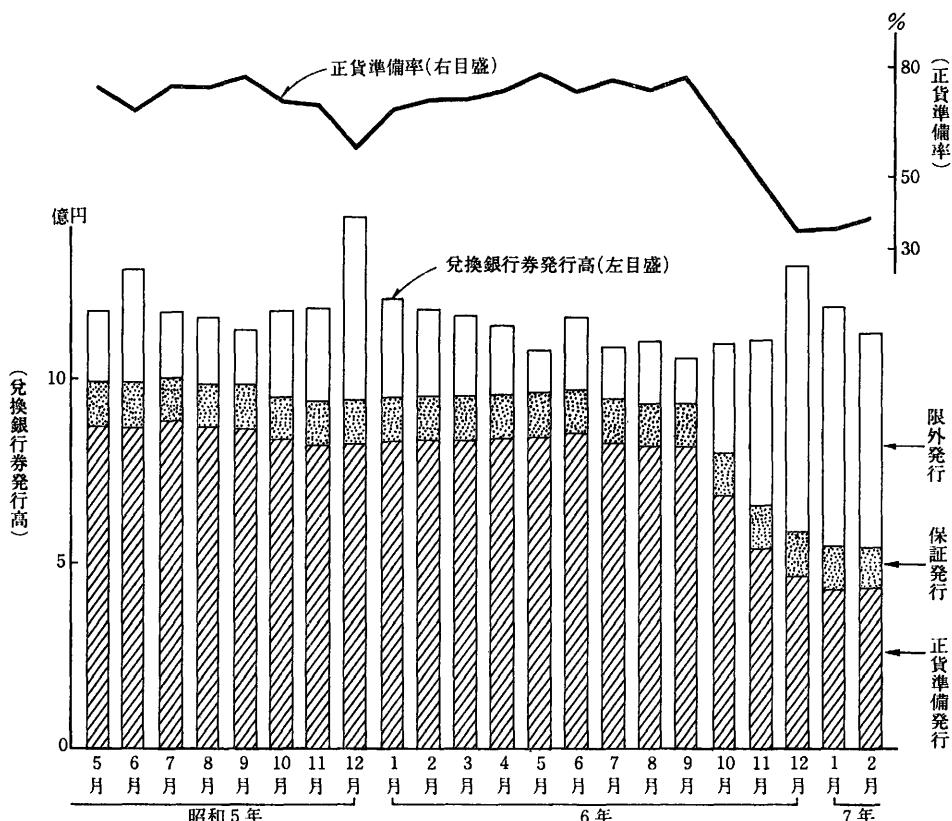
六、非常時に於ては大蔵大臣は命令を以て一定期間準備率の規定を中止するを得ること。

一読して明らかなように、これは比例準備制度の採用を提案したものであった。そして比例準備制度を提案する理由として、この「建議」はまず保証発行届伸制限制度の欠点を批判し、次のように述べている。⁽²⁾

第一に保証発行制限額の決定なるものは大体に於て勝手なるものにして、第二に其制限は固定的にして時勢の推移に応じて自働的に之に順応する力を欠き、第三に此の法を採用せる独逸にも我国にも限外券の発行極めて頻繁に行はるるに至れり。蓋し制限外発行規定は應急最後の手段にして、限外発行の出現は財界警戒の信号なりと称せられたれども實際に於ては上述の如く制限外発行頻々として行はれ、其の期待せられたるが如き効用は当初より之を為さず、殊に近年に至りては制限外発行は全く常態を呈し、伸縮的制限法は有名無実となれり。

さらにこの「建議」は比例準備制度を支持する理由として、「仮に現行の保証準備発行限度を適当に拡張し、以て現時の通貨需要額に適応せしめ得たりとする

図5-1 兌換銀行券発行高と正貨準備率



(注) 月末計数による。

(出所) 前掲『本邦經濟統計』昭和7年6月、同9年5月。

も」将来再び拡張を要するようになることは明らかであるから、この際「正貨保有高に対し兌換券発行高が常に一定の比例を保つて、伸縮し得るが如き制度」の方が合理的であるといふのである。そして比例準備制度を採用した場合の具体的な姿として「我国の最近の正貨準備は昭和五年十一月に於て八億余円にして、兌換券発行高は平常時に於て約十億円なり。而して月末に於て十二億円弱、年末には十五億円に達する見込みなり」と述べ、40%の比例準備制度で兌換券発行の伸縮性は十分確保できるとしている。⁽³⁾

前述の大蔵省日本銀行共同調査会の結論も、また後に特別金融制度調査会の審議を経て立法化された制度も、基本的には、ともに保証発行届伸制限制度を継続するものであったから、この東京商工会議所の建議とは大きな差異を有する。もっとも比例準備制度は当時いわば世界の大勢であり、わが国でも学界を中心にこれを支持する議論が多かったから、その点からいえば東京商工会議所の提案の方がむしろ一般的であったといえる。ただこの「建議」が比例準備制度の方が将来の通貨需要増大に弾力的に対応できるとした点については、本行の正貨準備がその後金輸出再禁止に至る過程のなかでほとんど半減した事実からみれば、この制度が提案者の意図のように機能したかどうかは疑問が残ろう(図5-1)。この「建議」のもう一つの特徴は保証充当物件について商業手形主義(つまり保証充

表 5-3 保証発行に対する保証物件別充当状況

(単位：千円)

昭 和	国 債	政府短期 証 券	その他の 証 券	手 形 (A)	計 (B)	$\frac{A}{B}$ (%)
5年3月末	100,143	22,000	31,193	225,088	378,425	59.5
6月末	65,188	22,000	28,293	304,413	419,894	72.5
9月末	74,958	22,000	24,700	138,118	259,776	53.2
12月末	114,862	22,000	87,002	386,431	610,297	63.3
6年3月末	105,142	22,000	37,775	170,812	335,730	50.9
6月末	96,796	22,000	36,384	154,530	309,710	49.9
9月末	70,626	22,000	37,706	105,040	235,372	44.6
12月末	158,831	22,000	107,459	572,734	861,025	66.5
7年3月末	101,210	36,963	150,566	419,747	708,488	59.2
6月末	125,688	94,542	111,587	359,129	690,948	52.0
9月末	155,406	94,542	71,070	325,146	646,165	50.3
12月末	495,311	44,542	164,371	296,865	1,001,090	29.7

(出所) 日本銀行保有資料。

当物件のうち6割は商業手形でなければならない)を強く打ち出した点であるが、当時における本行信用供与の実態からいえば、これもかなり厳しい提言であった(表5-3)。

- (1) 東京商工会議所「日本銀行発券制度ニ関スル建議」(前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻所収) 79ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (2) 同上、79ページ。
- (3) 同上、79~80ページ。